

# 大規模災害等発生時の児童引き渡しマニュアル

飯塚市立椋本小学校

## 1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・大雨による河川の氾濫・冠水等）が発生したとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地区で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶおそれがあるとき

### 【非常事態が起きた時の引き渡し基準】

地震 *学校を含む地域の震度を基準とする	震度 4 以下	・近隣の建物の倒壊や学校敷地内に危険箇所がある場合 授業を打ち切り、引き渡しまで学校待機 ・上記のことが確認されない場合、安全確認後に授業再開。下校は、地域の安全確認後、可能であれば下校。
	震度 5 弱以上	・原則、保護者への引き渡しとする。
大雨	警戒レベル 3 以上 洪水警報 河川等の氾濫 土砂災害の恐れ	・下校後の安全確保が困難な場合は、校長判断により、学校に待機させ、保護者引き渡しとする。
学校への不審者侵入による実被害が発生したとき		・原則、保護者への引き渡し
近隣地区で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶおそれがあるとき		

## 2 保護者引き渡しについての連絡手段

### (1) 通信手段が使えるとき

- \* 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡する。  
「すぐメール」（未登録の家庭には電話）により児童の引き取りを依頼する。

### (2) すべての通信手段が途絶し、連絡できないとき

- \* 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡す。  
【保護者引き渡しの基準】を踏まえ、保護者の判断で来校する。  
通信手段が使えない場合、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示する。

### 3 引き渡し場所

- (1) 大規模な自然災害（地震・洪水等）が発生し、大きな被害が出たとき→原則、学校
  - (2) 不審者の侵入により実被害が出たとき・近隣地域で凶悪事件等が発生し児童に危害がおよぶ恐れがあるとき→原則、学校
- \*児童の心理的動揺等により、学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、改めて設定した引き渡し場所を連絡する。

### 4 「緊急時児童引き渡しカード」の提出

「緊急時児童引き渡しカード」を使用し、引き渡しを行う。

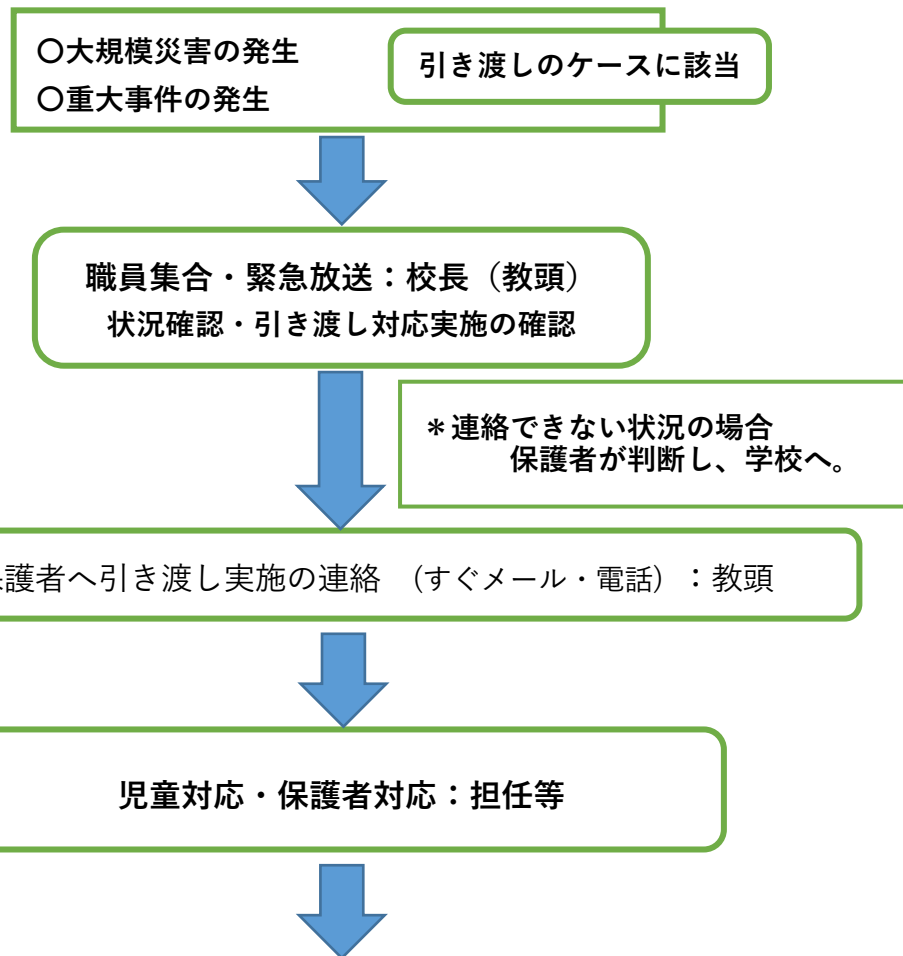
以下の点について、「引き渡しカード」の記入・提出を依頼。\*今年度は、5月31日までに回収

- (1) 引き取りに来る人（引き取り登録者）を2名以上（4名まで）決める。
  - ① 登録の①には、必ず保護者を登録する。
  - ② 登録者の②以降は、①の保護者が引き取りに来られない場合の引き取り者を登録する。  
\*児童自身が確認できる人に限る。
  - ③ 登録者以外に引き渡す場合は、保護者からの連絡・確認を必ず行う。  
\*登録・連絡のない方には引き渡さない。  
\*ただし、児童自身が確認できる人に限る。
- (2) 提出後の変更箇所等は担任が確認後修正し、兄弟関係に連絡する。

### 5 職員の役割分担

役割	内容他	担当者
本部 総括	情報収集 教育委員会への報告	校長
連絡・調整	校 内：放送・職員集合 保護者：すぐメール配信 防災無線 児童クラブ：電話	教頭・主幹・事務・司書
児童の 引き渡し	「引き渡しカード」を確認 チェックを忘れない	各担任
補助		支援員
保護者の 誘導	校舎外：運動場・出入口	幾度・近藤・山根
	校舎内：児童昇降口等	西脇・福澤
救護		養護

## 6 引き渡しの手順



【引き渡し場所：各教室】（状況に応じて体育館・運動場等）

①保護者：「○年○組 ○○を引き取りにきました○○です。」

引き渡しカードの提示

②職員（担任・補助）：「引き渡しカード」をもとに確認

③児童・生徒：本人が引き取り者を確認

\*「引き渡しカード」がない場合は免許証等で確認する。

\*自宅以外に引き取られる際は、連絡先を職員に伝える。

\*複数の児童を引き取りに来られた時は、一番上の子から順番に引き取る。

必ず職員が引き取り者を確認し、児童も確認した後、引き渡す。

7 学校への進入方法 \*保護者配付

